

東大和市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

東大和市心身障害者福祉手当条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第3条中「掲げる額」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 知的発達<sup>ひ</sup>の遅滞の程度が中度以上若しくは身体障害の程度が2級以上である場合又は脳性麻痺<sup>ひ</sup>若しくは進行性筋萎縮症<sup>い</sup>を有する場合 月額1万5,500円
- (2) 知的発達<sup>ひ</sup>の遅滞の程度が軽度又は身体障害の程度が3級若しくは4級である場合 月額6,100円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。